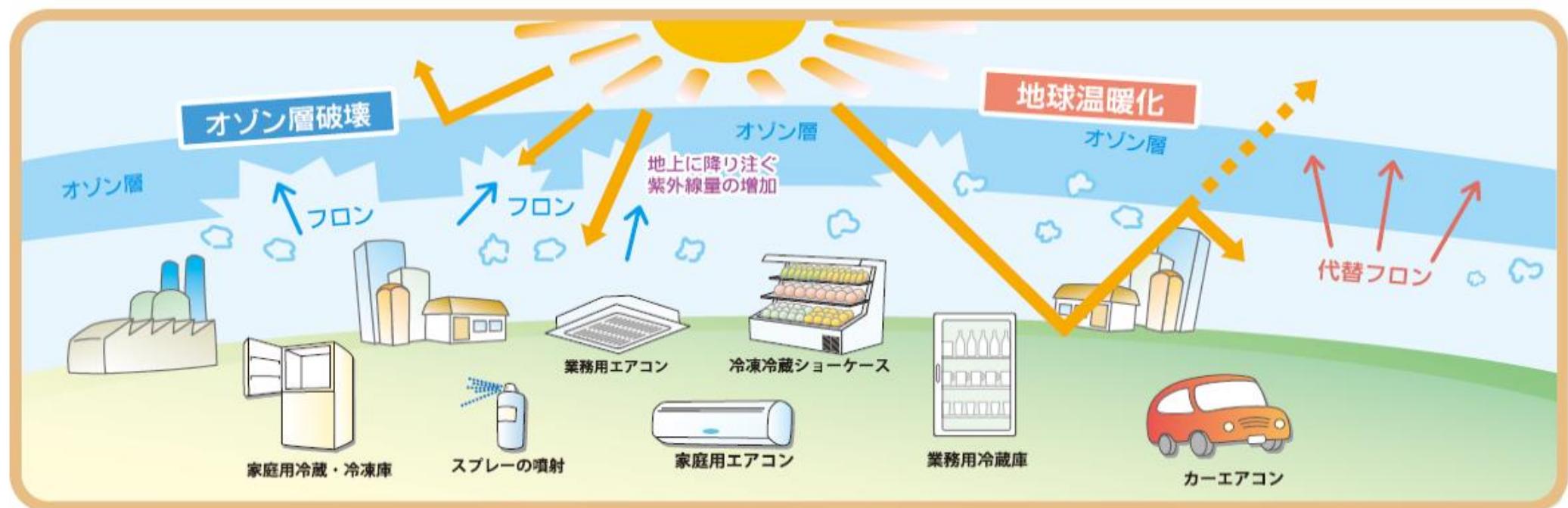


フロン排出抑制法

フロン排出抑制法とは

- ・オゾン層破壊や地球温暖化を防ぐため、フロン類（CFC、HCFC、HFC）の使用・管理等を規制する法律
- ・「第一種特定製品」を対象として、製造から廃棄までのライフサイクル全体のフロン類の管理を目的としている



各自治体におけるフロン排出抑制法上の義務等

機器の管理者・廃棄等実施者としての義務がかかります

- ◆第一種特定製品の**点検実施・点検や整備記録の保存**
- ◆フロン類の**漏えい量の算定** (+必要に応じて国へ報告)
- ◆第一種特定製品**廃棄時のフロン類の回収**

フロン排出抑制法の対象 = 「第一種特定製品」とは

- 「第一種特定製品」とは、**業務用の空調機器及び冷凍冷蔵機器**であって、冷媒としてフロン類が使われているもの

※業務用：製造メーカーが業務用として製造・輸入している機器



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース

第一種特定製品の例

第一種特定製品の確認方法

■ 機器の表示の確認

平成14年4月以降に販売された機器には、第一種特定製品であることが表示されています

右のような表示がないか、
銘板等を確認してください

《機器の表示の例》

フロン排出抑制法 第一種特定製品



法にもとづくフロン類の

- ・みだり大気放出禁止
- ・冷媒回収業者への依頼実施
- ・未回収機器の引渡禁止

フロン類の種類、冷媒番号、地球温暖化係数及び数量

用途	種類	冷媒番号	地球温暖化係数	数量
冷媒	HFC	R134a	1430	0.26kg

出典：一般社団法人 日本冷凍空調工業会

■ 表示がない場合、メーカーや販売店へ問い合わせてください

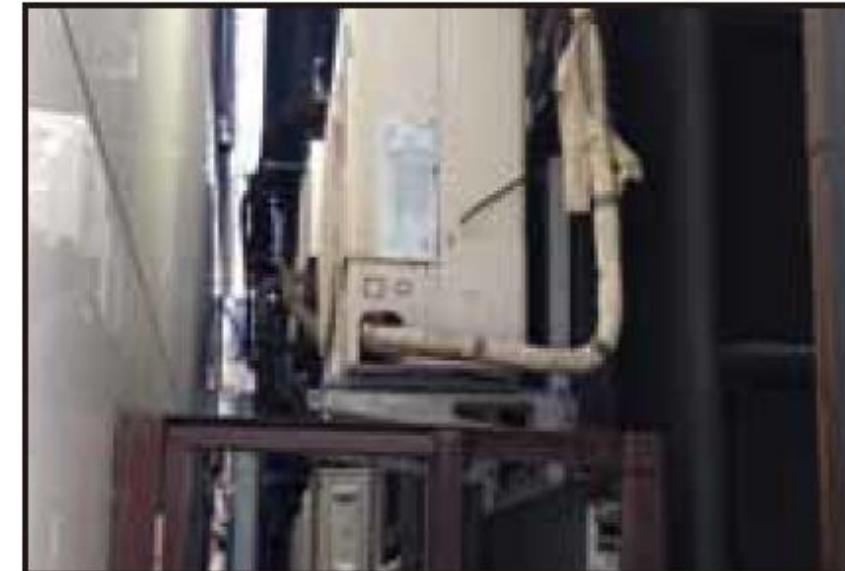
機器の管理者としての責務① 適切な場所へ機器を設置

【機器設置時の留意事項】

点検・整備ができるような空間の確保、振動源による損傷の回避



○ 良い例(空間を確保している)



✖ 悪い例(空間を確保していない)

機器の管理者としての責務② 機器の点検・記録

【点検の種類・頻度】

- ・**簡易点検・定期点検を実施**し、その結果を記録してください
- ・点検・整備の記録は、機器廃棄のためにフロン類を回収した後、3年間保存

点検の種類	機器の種類		点検頻度
簡易点検	全ての第一種特定製品		3か月に1回以上
定期点検	冷凍冷蔵機器	定格出力7.5kw以上	1年に1回以上
	空調機器	定格出力50kw以上	
		定格出力 7.5kw以上50kw未満	3年に1回以上

機器の管理者としての責務② 機器の点検・記録

【簡易点検の実施及び記録】

※漏えい等の検知が常時できる
システムの利用で代替可

- ・機器の管理者等が全ての第一種特定製品について目視等によって行う点検※
- ・3か月に1回以上の頻度で、以下を参考に点検・記録を行ってください

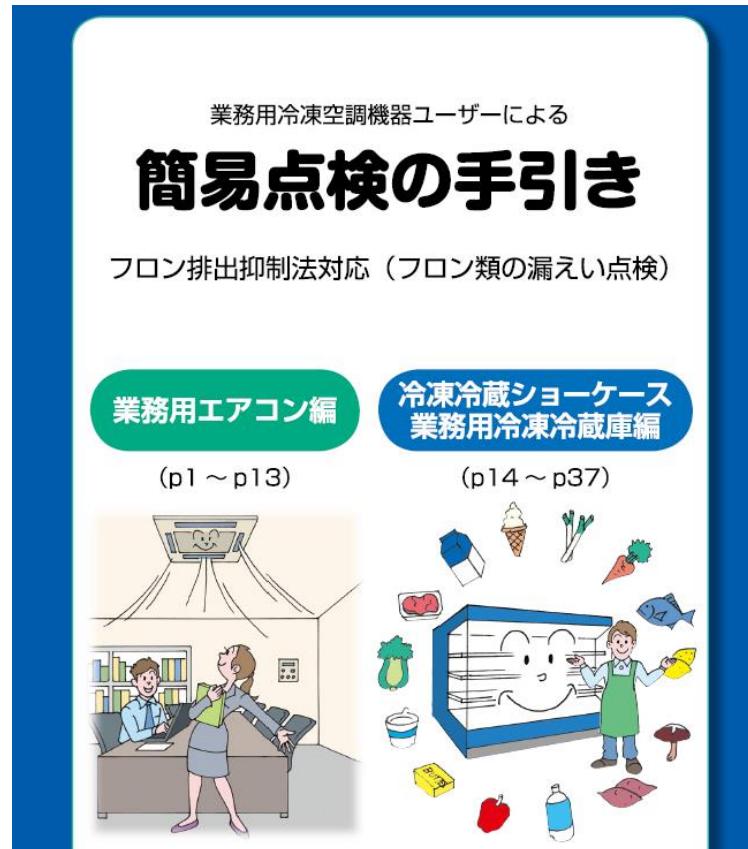
簡易点検 チェック表

普段と違う音がしていないか	故障の前兆かも
一見して壊れていないか	腐食等が進行するとフロン類が漏れるかも
さび・腐食していないか	配管に穴があってフロン類が漏れているかも
油にじみはないか	フロン類の充填量が減っているかも
普段ついていない場所に霜はついていないか	フロン類の充填量が減っているかも
冷凍・冷蔵庫内の温度に異常がないか	フロン類の充填量が減っているかも

機器の管理者としての責務② 機器の点検・記録

【簡易点検の手引き（経済産業省・環境省）】

<https://www.jarac.or.jp/images/freon/ktenken.pdf>



注意

室外機の点検

- 室外機が容易に見られる場合は点検してください。
- 防護柵のない屋上への設置や、高い壁面に設置されたものは室内機の点検のみでかまいません。
- 外板を外しての点検は不要です。

ポイント

- 異常な振動や音を早期に発見するには、日常の正常な振動や音を把握する必要があります。そのため、日頃から点検することをお勧めします。

機器の管理者としての責務② 機器の点検・記録

【定期点検の実施及び記録】

- ・大型の機器は**簡易点検に加えて、専門業者等による定期点検が必要**
(検知器による漏えい点検や計器の指示値確認等)
- ・点検結果は機器廃棄後3年間保存する

点検の種類	機器の種類		点検頻度
定期点検	冷凍冷蔵機器	定格出力 7.5kw以上	1年に1回以上
	空調機器	定格出力50kw以上	
		定格出力 7.5kw以上 50kw未満	3年に1回以上

機器の管理者としての責務② 機器の点検・記録

【点検・整備記録の保存】

機器の点検・整備記録は機器廃棄後3年間、紙もしくは電子媒体で保存が必要

第一種特定製品 簡易点検記録簿（フロン排出抑制法）																						
点検実施年度		点検対象		室内機		点検対象		室内機		点検対象		室内機		点検対象								
				室外機	/			室外機	/			室外機	/									
点検項目等				点検実施日	点検実施者	異常音・振動	損傷・腐食・錆	油にじみ・配管の劣化	熱交換器の霜付き	吹出口や庫内の温度	点検実施日	点検実施者	異常音・振動	損傷・腐食・錆	油にじみ・配管の劣化	熱交換器の霜付き	吹出口や庫内の温度	点検実施日	点検実施者			
対象機器 必要に応じて情報を追加してください																						
管理番号	設置場所	製造業者	型番・型式	異常なし：○ 異常あり：×（気付き・異常の詳細、その対応を右欄へ記入）																		
記入例	庁舎1階 大会議室	A社	BC-100	12月1日	管理課	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	3月1日	管理課	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						
1																						
2																						

簡易点検記録様式の例

機器の管理者としての責務③ 漏えい量の算定・報告

【漏えい量の算定方法及び国への報告】

- ・毎年度、法人全体のフロン類漏えい量を把握
- ・漏えい量の計算方法は以下のとおり **(整備時の充填量・回収量から算定)**

※整備時に発行される充填証明書や回収証明書が必要

$$\text{算定漏えい量} = (\text{フロン類充填量} - \text{フロン類回収量}) \times \text{地球温暖化係数} \div 1,000$$

[CO₂-t] [kg] [kg]

- ・漏えい量が法人全体で 1000 CO₂-t 以上だった場合、国（所管大臣）へ報告
詳細は「フロン排出抑制法ポータルサイト」をご確認ください
<https://www.env.go.jp/earth/furon/index.html>

機器の管理者としての責務③ 漏えい量の算定・報告

(大阪府の場合)

【大阪府での漏えい量算定】

- 毎年度、「ふちょうエコ課計簿」においてフロン類の漏えい量を把握
- 国（所管大臣）への報告実績はなし

3 温室効果ガス排出量算定のための活動量調査票		本調査での所属コード	部	室(課・所・校等)		該当しない項目は空欄可	20%以上の増減がある場合の理由等を記入してください。 ※2026年5月末までに入力ください			
調査対象所属	10800030	環境農林水産部	循環型社会推進室							
※ 電気の使用量には、設置しているクーラーの使用量も含めて記入してください。(高等学校等)										
区分	No.	項目名	記入上の注意	前々年度の値 (2023年度実績) ※変更する場合はご連絡ください	前年度の値 (2024年度実績) ※変更する場合はご連絡ください	今年度の値 (2025年度実績) 入力欄 ※遅くとも2026年5月末までに入力ください	単位	2023→ 2024 増減率 %	2024→ 2025 増減率 %	20%以上の増減がある場合の理由等を記入してください。 ※2026年5月末までに入力ください
その 1 0 (フ ロ ン 法 関 係)	1	フロンR-11(CFC)の漏えい量	フロンR-11の漏えい量(充填量 - 回収量)を記入してください。				kg			
	2	フロンR-12(CFC)の漏えい量	フロンR-12の漏えい量(充填量 - 回収量)を記入してください。				kg			
	3	フロンR-22(HCFC)の漏えい量	フロンR-22の漏えい量(充填量 - 回収量)を記入してください。				kg			
	4	代替フロンR-134a(HFC)の漏えい量	フロンR-134aの漏えい量(充填量 - 回収量)を記入してください。				kg			
	5	代替フロンR-404A(HFC)の漏えい量	フロンR-404Aの漏えい量(充填量 - 回収量)を記入してください。				kg			
	6	代替フロンR-407C(HFC)の漏えい量	フロンR-407Cの漏えい量(充填量 - 回収量)を記入してください。				kg			
	7	代替フロンR-410A(HFC)の漏えい量	フロンR-410Aの漏えい量(充填量 - 回収量)を記入してください。				kg			
	8	その他フロン(R-)の種類	その他フロン類の種類を記入してください。				-			
	9	上記8で記載したフロンの漏えい量	No.8で記入したフロンの漏えい量(充填量 - 回収量)を記入してください。				kg			

機器の廃棄時のフロン類回収①

【第一種特定製品の廃棄方法】

- ・フロン類の回収を**第一種フロン類充填回収業者に依頼**
- ・フロン類回収後に発行される“引取証明書”は3年間保存
- ・機器を**廃棄物・リサイクル業者へ引渡す際、引取証明書の写しを交付**

(参考) 大阪府HPで第一種フロン類充填回収業者登録簿を掲載しています

5.第一種フロン類充填回収業者登録簿（事業所一覧）

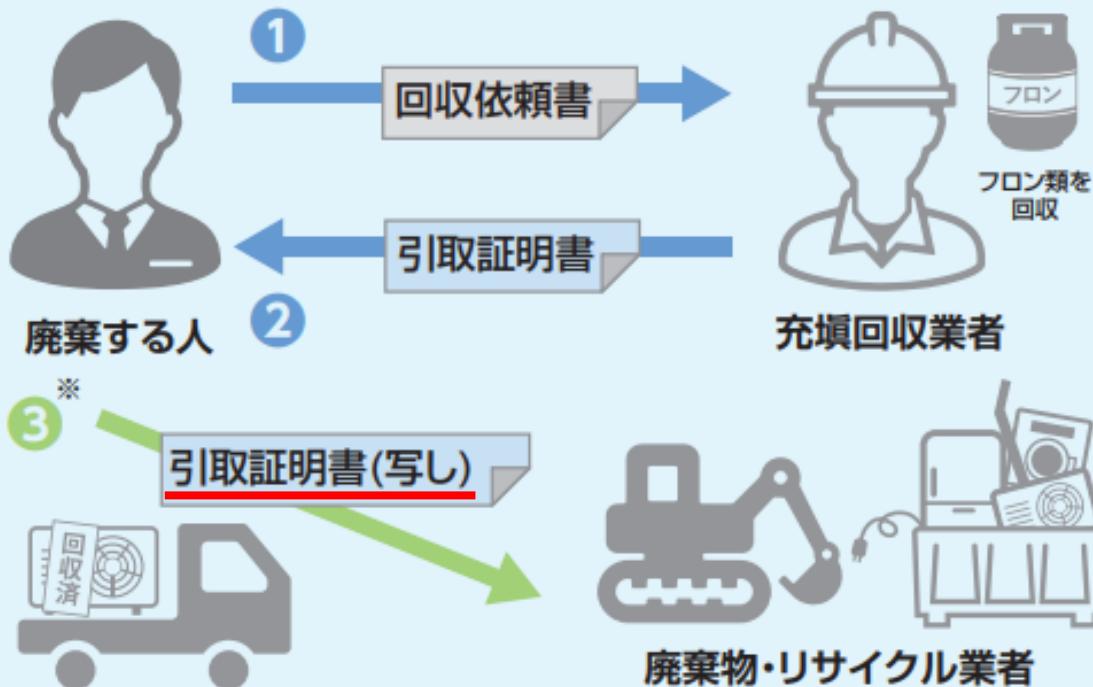
第一種フロン類充填回収業者の登録者名簿を掲載しています（令和7年7月31日時点）。

[登録者名簿 Excel版（エクセル：625KB）](#) [PDF版（PDF：7,982KB）](#)

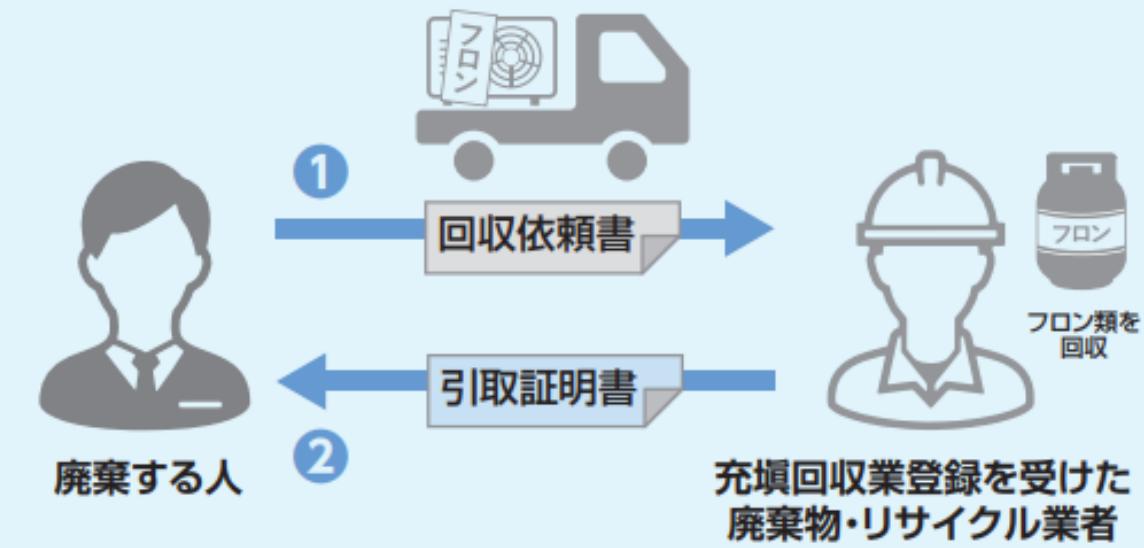


機器の廃棄時のフロン類回収②

フロン類の回収と機器の処分を 別の事業者に依頼する場合



フロン類の回収と機器の処分を 同じ事業者に依頼する場合



*第三者を介して廃棄物・リサイクル業者へ機器を引渡す場合は、当該第三者（解体工事元請業者等）に引取証明書の写しを渡してください。

よくあるお問合せ①フロン類が使用されている家庭用機器

Q：フロン類が使用されている家庭用の空調機器・冷凍冷蔵機器はフロン排出抑制法の対象？廃棄方法は？

A：家庭用の機器は、フロン排出抑制法の対象ではありません。
家電リサイクル法に基づき適切に処理してください。

※家電リサイクル法及びフロン排出抑制法のいずれにも該当しないフロン類を使用した機器の廃棄方法は、メーカーや販売店へお問合せください。

よくあるお問合せ②家庭で使用していた第一種特定製品

Q：家庭で使用していた第一種特定製品の廃棄方法は？
業務用の機器だから産業廃棄物として廃棄するのか？

A：第一種フロン類充填回収業者に依頼してフロン類を回収した後、廃棄物処理法に基づき適切に処理してください。
必ずしも、**業務用 = 産業廃棄物となるわけではありません。**
(事業活動に伴つて生じているかどうかが重要となります)

※産業廃棄物：事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、政令で定めるもの
一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物

参考リンク

- ・環境省・経済産業省「フロン排出抑制法ポータルサイト」
<https://www.env.go.jp/earth/furon/index.html>
- ・環境省・経済産業省「簡易点検の手引き」
<https://www.jarac.or.jp/images/freon/ktenken.pdf>
- ・大阪府HP「フロン排出抑制法に関すること」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/sangyohaiki/furon2/index.html>

各自治体におけるフロン排出抑制法上の義務等

機器の管理者・廃棄等実施者としての義務がかかります

- ◆第一種特定製品の**点検実施・点検や整備記録の保存**
- ◆フロン類の**漏えい量の算定** (+必要に応じて国へ報告)
- ◆第一種特定製品**廃棄時のフロン類の回収**